障害福祉サービス

問い合わせ先 福祉課 TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

障害者総合支援法とサービスのしくみ

◆障害者総合支援法

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で、福祉サービスの充実などにより、みんなが安心していっしょに暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します。障がいの種別にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスを利用できます。

障害者総合支援法による給付等の対象となる障がい者

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者（発達障がいを含む）	難病等

平成25年4月から「制度の谷間」を埋めるべく障がい者の範囲に「難病等」が加わりました。障害者手帳の有無にかかわらず、障がいの程度に応じて、必要と認められた障害福祉サービスを利用することができます。この「難病等」として対象となる疾患に該当するかは福祉課までお問い合わせください。



障害福祉サービス

●障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは、全国共通の「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具」と、市町村がそれぞれの基準を設けて実施する「地域生活支援事業」で構成されています。さらに、障害福祉サービスは「介護給付」と「訓練等給付」に分かれています。

児童福祉法によるサービスは、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に分かれています。

障害福祉サービス

介護給付

障がい程度が一定以上の方に生活上又は療養上の必要な介護を行います。

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援
- 同行援護

訓練等給付

身体的又は社会的なリハビリテーション、就労につながる支援を行います。

- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 宿泊型自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助
- 就労選択支援
- 就労定着支援

地域相談支援給付

地域生活移行のための支援、地域生活における支援を行います。

- 地域移行支援
- 地域定着支援

計画相談支援給付

補装具費の支給

補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を町が負担します。

くわしくは20ページをご覧ください。

自立支援医療制度

障がいの種類や年齢により決められていた医療費のしくみが一本化され、原則1割の自己負担となります。

くわしくは33ページをご覧ください。

障がい児支援

障害児通所支援

障がい児を対象に通所支援事業を行います。

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

障害児入所支援

障がいのある児童を対象に入所支援を行います。

- 障害児入所支援

くわしくは30ページをご覧ください。

地域生活支援事業

市町村等が障がい者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

- 相談支援事業
- 意思疎通支援（手話通訳等）
- 日常生活用具の給付
- 移動支援事業　など

くわしくは23ページをご覧ください。

障がい者・障がい児

サービスの種類

◆訪問系サービス　在宅で訪問を受けるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。
		家事援助	自宅で、調理、洗濯、買物等の家事などを行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援などを総合的に行います。	
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	
	同行援護	視覚障がいにより外出が困難な方に対して、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の支援を行います。	

◆日中活動系サービス　昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。
	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

高齢になっても同じ施設で同じサービスを利用できるように（共生型サービス）

ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどの障害福祉サービスを利用してきた障がいのある方が、高齢になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できるように、障がい者と高齢者がともに利用できる「共生型サービス」の制度が創設されました。

障害福祉サービス

◆施設系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

◆訓練系・就労系サービス

給付の種類	サービスの名称		内容
訓練等給付	自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
		生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練		夜間や休日に、居室などの設備を使いながら、家事等の日常生活能力を向上させる訓練や生活相談などを行います。
	就労移行支援		就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）		通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 雇用契約を結び利用する「A型」と雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。
	就労定着支援		一般就労へ移行した障がいのある方が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	就労選択支援		障がいのある方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。



◆居住支援系サービス　入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	共同生活の場所で相談や日常生活上の援助をします。（※平成26年度から共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるように、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。）
	自立生活援助	施設を利用していた障がいのある方がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等の常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。下図をご参照ください。

※ 　の部分がサービスを利用できる区分です

	サービス	対象者例	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護	障がい者（区分1以上）・障がい児							
	行動援護	行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する知的・精神障がい者							
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がい者							
	重度障害者等包括支援	常時介護を要し、その必要度が著しく高い障がい者							
	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者			＊50歳以上は区分2以上				
	療養介護	長期入院等医療ケアに加えて、常時介護を要する障がい者				＊筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は、区分5以上			
	施設入所支援	夜間介護を要する障がい者				＊50歳以上は区分3以上			
	短期入所	障がい者（区分1以上）・障がい児							

◆障害支援区分は、区分1から区分6までの6段階あります。

サービスの申請から利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するには申請が必要になります。
申請は、福祉課で受け付けます。

1 利用申請

2 利用意向の把握
町は、サービスの利用意向について聞き取りをします。

3 サービス等利用計画案の作成依頼

サービス等利用計画とは？
利用者の課題解決や、適切なサービスを支援するために作成するものです。

サービス等利用計画を作る人は？
町が指定する事業所の相談支援専門員が作成します。

計画作成にかかる費用は？
申請者（利用者）の方が負担する費用はありません。

4 調査及び一次判定
認定調査を行い、その結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

（訓練等給付の場合）　（介護給付の場合）

5 障害支援区分認定審査会
障害保健福祉の学識経験を有する者で構成されている審査会にて、障害支援区分の審査判定を行います。

障害支援区分認定

6 サービス等利用計画案の提出
相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成し、申請者（利用者）はそれを町に提出します。

7 支給決定
障害支援区分やサービス等利用計画案をもとに、サービスが決定され支給決定通知書と受給者証が送付されます。

8 サービス提供事業者と契約
申請者（利用者）は、障害福祉サービス提供事業者を選択して利用の契約を行います。

9 サービス利用
受給者証を提示してサービスを利用します。

※計画の作成を依頼した場合には、相談支援専門員がサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。

申請に必要なもの

●印鑑　●個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
●受給資格が確認できるもの（障がい者手帳、受給者証、診断書など）
詳しくはお問い合わせください。

サービスを利用したときの費用

障害福祉サービスを利用したときは、原則として費用の1割を自己負担します。ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

●利用者負担には上限額が決められています。

利用者負担の上限額

区分	対象となる方	負担上限月額	
生活保護	●生活保護世帯の方	0円・自己負担なし	
低所得	●市町村民税非課税世帯の方		
一般1	【障がい児】18歳未満及び施設に入所する18、19歳 ●市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）の方	居宅・通所サービス利用者	4,600円
		入所施設等利用者	9,300円
	【障がい者】18歳以上 ●市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）の方 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム及び宿泊型自立訓練利用者を除く	9,300円	
一般2	●市町村民税課税世帯のうち、一般1に該当しない方	37,200円	

※所得割は世帯の合計額となります。
※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム及び宿泊型自立訓練利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

「世帯」の範囲について

18歳以上……**利用者本人**及び同じ世帯の**配偶者**
18歳未満……**住民票上の世帯**（施設に入所する18、19歳を含む）

障害福祉サービス

◆グループホーム利用者には家賃が助成されます

●グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又は低所得者の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が支給されます。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

家　賃	補足給付額
1万円未満の場合	実費額
1万円以上の場合	1万円

問い合わせ先　福祉課　TEL (232) 4913　FAX (232) 4923

●ほかにも負担を軽減する措置があります。

◆高額障害福祉サービス等給付費

●同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、それぞれの利用者負担額を合計することができ、決められた上限額を超えた分は「高額障害福祉サービス等給付費」として支給され、負担が軽くなります。

◆入所施設を利用している方への補足給付

「20歳未満」の施設入所者の場合

●20歳未満の方の利用者負担は、保護者が子どもを養育する一般の世帯で、通常必要な費用と同じくらいの負担になるように補足給付が支給されます。

「20歳以上」の施設入所者の場合

●生活保護や低所得（市町村民税非課税世帯）の方は、申請により補足給付が支給され、利用者負担が軽減されます。

◆通所施設などの食費負担の軽減

●食費のうち、人件費相当分は給付され、食材料費のみの負担となります。

◆高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担軽減

●居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などの障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。